

農業経営改善計画認定審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項及び農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第4号）第13条の規定に基づき申請された農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）の審査を行うため、農業経営改善計画認定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その運営に関する事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 審査会は、次に掲げる機関の代表者をもって構成する。

- (1) 寒河江市農林課
- (2) 寒河江市農業委員会事務局
- (3) 村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課
- (4) さがえ西村山農業協同組合寒河江営農生活センター
- (5) さがえ西村山農業協同組合営農企画部

2 前項に掲げる者のほか、必要と認めるときは、関係機関の代表者及び知識経験者の出席を求めることができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、寒河江市農林課長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審査会の議長となる。
- 3 審査会の審議は、出席した者の全員の同意により決する。

(意見の聴取)

第5条 審査会は、必要により会長が指名した者の出席を求めて、申請内容の説明及び意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、寒河江市農業経営改善支援センターにおいて行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。